船上

監査の請求

求があった。

下関市伊崎町二丁目7番14-1001号

小島利夫から次のとおり監査の請

<u>ب</u>

刪 世

# 蒸 監査公表

目

監査公表.

毎週火・金曜日発行

4月1日 (火曜日)

平成 26 年

## 監查公表第4号

П

利夫の請求に係る監査を執行したので、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、次のとおり小島 同項の規定により、その結果を公表します。

平成26年4月1日

Щ

山口県監査委員 回 牟  $\blacksquare$ 竔 Ħ 术 雲

闰

# 山口県知事に関する措置請求の要旨

が定められている める使途以外に使用してはならないこととされ、その判断の指針として費目別充当指針 年山口県条例第23号。 他の活動経費の一部として交付されており、条例第6条第2項の規定により、基準に定 (平成25年山口県条例第1号)による改正前の政務調査費の交付に関する条例 (平成13 政務調査費は、地方自治法及び政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 以下「条例」という。 )に基づき県議会議員が行う調査研究その

別充当指針に照らして適正に判断し、交付を受けた政務調査費の総額に残余がある場合 は返還しなければならないが、2名の県議会議員の政務調査費収支報告書を確認したと 次のとおり問題点があった。

どのような経費に政務調査費を充当すべきかは、県議会議員自らが当該基準及び費目

これら政務調査費の不正な受給に対して管理を怠る事実は、 21,000円、平成21年度19,210円の政務調査費を充当していることは適当でない。 29,604円、 積算根基が明確に示されていないので充当割合は2分の1とすべきである 借料と同様に按分する必要があり政務調査費を100%充当することは適当でない。 費については、後接会分、政党分及び政務調査費分に分けて請求している事務所賃 平成23年度まで各100,800円)に対し政務調査費を100%充当している。これらの経 101,763円、平成22年度112,060円)、事務費として、電話料(平成20年度83,297 成22年度まで各120,000円)、水道料・ガス代(平成20年度36,417円、 選挙法(昭和25年法律第100号)に違反するおそれがあり、その経費に平成20年度 平成20年度及び平成21年度の会議費について 平成20年度から平成23年度までの事務所費及び事務費について 山口県議会議員(1名)は、事務所費として、事務所管理費(平成20年度から平 山口県議会議員(1名)が、県政報告会の参加者に弁当を配付したことは、 平成21年度75,693円、平成22年度78,440円)、印刷機保守料(平成21年度から 平成22年度24,670円)、電気代(平成20年度95,538円、平成21年度

平成21年度

公職

理を怠る事実であると認められ、 求するよう山口県知事に求める 当該議員に対し、不正受給した政務調査費の返還を請 違法又は不当に財産の管

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した

平 25 山 監 查 第 177 加

平成26年 (2014年) 4月1日

山口県監査委員

# 山口県職員措置請求について(通知

第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、 Ù 平成26年1月24日に請求のありましたこのことについて、地方自治法 同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。 監査を執行しましたの (昭和22年法律

請求の受理

請求については、平成26年1月30日に補正を求め、 同年2月5日に補正され、 所定

30) 7日間は、監査の期間から除算した。 なお、請求の補正に要した期間として、平成26年1月30日から同年2月5日までの

### 監査委員の除斥

の法定要件を具備しているものと認め、請求を受理した。

かった。 る政務調査費に関するものであるため、 及び石丸典子監査委員は、法第199条の2の規定の趣旨に照らし、監査に加わらな 監査請求の対象事項が山口県議会議員 議員のうちから選任された河村敏夫監査委員 (以下「議員」という。 ) に対して交付され

#### 監査の実施

## 監査の対象者及びその内容

係る収支報告書等関係資料の確認を行った。 監査は、山口県議会事務局を対象に、制度の趣旨等を聴取するとともに、請求に

#### 2 関係人調査

費及び事務費について、事務所管理費、水道料・ガス代、電気代、電話料及び印刷 れる議員(以下「A議員」という。)及び平成20年度から平成23年度までの事務所 会議費のうち、 機保守料(以下「事務所管理費等」という。)に政務調査費を充当したとされる議 法第199条第8項の規定に基づき、請求において、平成20年度及び平成21年度の (以下「B議員」という。)の両議員に関係人調査を実施した。 県政報告会の参加者に配付した弁当代に政務調査費を充当したとさ

## 証拠の提出及び陳述

П

えたところ、請求人より辞退の申出があったためこれを行わなかった。 請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を

#### 4 監査請求の趣旨

Щ

書面に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。 監査に当たっては、請求書に記載された事項及び請求人が提出した事実を証する

# 平成20年度及び平成21年度の会議費について

とは適当でないという主張 年法律第100号)に違反するおそれがあり、その経費に政務調査費を充当するこ A議員が、県政報告会の参加者に弁当を配付したことは、 公職選挙法 (昭和25

# 平成20年度から平成23年度までの事務所費及び事務費について

賃借料と同様に按分する必要があり、積算根基が明確でないので充当割合は2分 B議員は、 1とすべきであるという主張 、事務所管理費等に対し政務調査費を100%充当しているが、 事務所

## 監査請求事項について

Ū

た政務調査費の返還を請求するよう山口県知事に求めるという主張 財産の管理を怠る事実であると認められ、A議員及びB議員に対し、 ア及びイの政務調査費の不正な受給に対し管理を怠る事実は、違法又は不当に 不正政給し

### 監査の対象事項

5

監査請求の趣旨を前述のように解し、 監査の対象事項を次に掲げるとおりとし

うち、会議費として支出された弁当代 A議員が、平成20年度及び平成21年度に交付を受けた政務調査費による支出の

A

ίţ

年度までに事務所費として支出された事務所管理費、 として支出された印刷機保守料 び事務費として支出された電話料並びに平成21年度から平成23年度までの事務費 B議員が、交付を受けた政務調査費による支出のうち、 水道料・ガス代、 平成20年度から平成22 電気代及

#### 監査の結果

# 政務調査費の使途基準について

対して政務調査費を交付していた。平成25年度からは政務活動費として交付されて する条例(平成13年山口県条例第23号。以下「条例」という。)に基づき、議員に 改正する条例(平成25年山口県条例第1号)による改正前の政務調査費の交付に関 県は、平成13年度から平成24年度まで、政務調査費の交付に関する条例の一部を

基準が各費目ごとに示されている。 山口県議会規程第1号)による改正前の政務調査費の交付に関する条例施行規程 ており、政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程(平成25年 (平成13年山口県議会規程第2号。 また条例第6条第1項において、政務調査費の使途の基準は議長が定めるとされ 以下「規程」という。)第3条において使途の

当の適否を判断すべき事項だが均衡を図る必要があり、その判断の指針として別表 なる場合及びその方法が示され、第5において、使途基準の取扱いは議員自らが充 られ、運用方針の第4において経費を按分して政務調査費を充当することが必要と 月1日制定。以下「運用方針」という。)がその使途の基準の取扱指針として定め は按分方法の例が示されている で費目別充当指針(以下「充当指針」という。)を定めるとしており、充当指針に さらに平成25年3月1日改正前の政務調査費の使途基準の運用方針(平成18年4

山口県議会は政務調査費の適切な執行を確保するため、 解釈等をとりまとめた政務調査費マニュアル(以下「マニュアル」という。 上記の条例等や関係事

いて監査することとした。 本件の監査に当たっては、政務調査費の使途の基準の取扱い及び経費の按分につ

# 2 A議員が支出した平成20年度及び平成21年度の会議費について

## 会議費の使途基準について

意見を聴取するための会議に要する経費とされている 規程第3条第3号によれば、会議費は議員が行う県民の県政に関する要望又は

原則であるとされている。 した上で、議員が行う調査研究活動に要した費用に充当 運用方針によれば、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提と (実費弁償) することが

議の昼食代の限度額を1人当たり2千円としているとの執行部の取扱いや、議会 費の支出が認められ、具体例として会議の昼食代、茶菓代が挙げられており、会 菓子、弁当の代金などは使途基準に該当するとする判例が示されている。 活動等の報告や住民からの要望等の聴取をするために開催した会合のジュー 件会議費が支出された平成20年度及び平成21年度においては、会議費の中で食糧 充当指針は、平成20年度以降、平成25年3月まで数次、改訂されているが、

## 確認された事実

県

21,000円が、平成21年度は同会議が2回開催され、会議弁当代として合計19,210 円が支出されている。 「地域観光資源の開発を考える会」が2回開催され、 収支報告書及びこれに添付された領収書により、会議費として、平成20年度は 会議弁当代として合計

2回目が614円となっている。 また、弁当代の単価は、平成20年度は500円、平成21年度は、 1回目が500円

Щ

П

見を聴取したとの回答であった。 光資源である古戦場蓮華山(城)、鞍掛山(城)等に関して住民から要望及び意 光振興に対する調査研究を目的として設立した会議であって、当会議で地域の観 関係人調査によると、「地域観光資源の開発を考える会」は、山口県東部の観

#### 判断及び結論

るおそれがありその経費に政務調査費を充当することは適当でないと主張する。 されており、 て、地域資源に関して住民から要望及び意見を聴取するために開催された会議と 請求人は、県政報告会で参加者に弁当を配付したことは、公職選挙法に違反す 弁当を配付した会議は、山口県東部の観光振興に対する調査研究を目的とし 規程第3条第3号にいう会議に該当するといえる

中で食糧費の支出が認められ、判例による該当事例として弁当の代金が示されて こうした会議における弁当代の支出については、充当指針において、会議費の

> 程度であって、執行部における昼食代の限度額(1人当たり2千円)の取扱いか いること、また本件弁当代の単価は一般の会議で通常提供される500円から600円 らみても、A議員が使途基準に適合するとして政務調査費からこれを支出したこ とが、違法又は不当であるとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する

B議員が支出した平成20年度から平成23年度までの事務所費及び事務費について 事務所費の使途基準等について

3 A

必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費とされている。 規程第3条第6号の規定によれば、事務所費は、議員が行う調査研究のために

確でない場合は2分の1を超えない範囲で事務所費に充当することとされてい いる場合は契約を分離することが望ましいが、分離が困難なときは、使用領域の 面積割合や活動実績割合等の合理的な比率で按分することとされ、 動に使用されているかどうかで判断することとなり、後援会事務所等と併設して また、 当時の充当指針によれば、充当が可能かどうかは、事務所が調査研究活 按分割合が明

# 事務費の使途基準等について

規程第3条第7号の規定によれば、事務費は、備品購入費、

通信費、その他の

議員が行う調査研究に伴う事務に要する経費とされている。

対象となるとされている 研究活動に対する有用性が高く一般的に直接必要と認められるものが対象とな り、電話料などの通信費については、事務所に設置された固定電話に係る経費が 機器については、備品購入費又は賃借料若しくはその他の経費であるとし、調査 また、 当時の充当指針によれば、充当が可能な経費として、印刷機などの事務

えない範囲で事務費に充当することとされている 合理的な割合で按分することとされ、按分割合が明確でない場合は2分の1を超 ただし、後援会事務所等と併設している事務所に設置されたものについては、

### 確認された事実

# 事務所の使用状況について

部活動を合わせて年間使用比率は10%未満であると回答している 回以下で使用率10%未満であり、政党支部活動では、 に使用され、調査研究活動以外の使用比率は、後援会活動で年間のうち15~20 関係人調査によると、事務所は調査研究活動、後接会活動及び政党支部活動 月1~2回の政党機関誌の発送作業をする程度で、 月に5~10回の電話への 後援会活動と政党支

(イ) 事務所費及び事務費の取扱いについて

発発 行行

人所

山山  $\Box_{\Box}$ 県 知県 事庁

超えない範囲となっている。 のとおり、政務調査費を充当した割合は各年度いずれも賃借料合計額の9割を 比率を基に按分したとしており、関係人調査等により確認した充当状況は次表 事務所賃借料(以下「賃借料」という。)については⑦の事務所の年間使用

	合計額(円/年額)	金 額 (円/年額)	按分割合(%)	金 (円/年額)	按分割合(%)
平成20年度	840, 000	720, 000	85.7	/20,000	/4.3
平成2/年度	900, 000	720, 000	80.0	/80,000	20.0
平成22年度	960, 000	720, 000	75.0	240,000	25. 0
平成23年度	960, 000	720, 000	75.0	240,000	25.0

及び事務費の合計額の9割を超えない範囲となっている 基に按分したとしている。関係人調査等により確認した充当状況は次表のとお 料を除く。)及び事務費についても、B議員は賃借料と同様に年間使用比率を 請求人が賃借料と同様に按分する必要があると主張している事務所費 政務調査費を充当した割合は各年度いずれも事務所費 (賃借料を除く。

報

	事務所費	費(賃借料以外	(外)	₩	務	無無
	合(円/年額)	政務調査費分 ) (円/年額)	按分割合 (%)	合 (円 / 年額)	政務調査費分 (円/年額)	按分割合 (%)
平成20年度	943, 463	380, 0/7	40.3	509, /42	279, 020	54.8
平成2/年度	94/, /35	384, 472	40.9	552, 742	307, 83/	55. 7
平成22年度	885, 233	391,531	<i>444.</i> 2	644, 154	3/3, 756	48.7
平成23年度				502, 2/2	294, 676	58. 7

その範囲内で、はじめに人件費や賃借料に政務調査費を優先して充当したた 当割合が相当低くなっているが、関係人調査で、政務調査費には上限があり、 なったと回答している。 賃借料と比べて事務所費(賃借料を除く。)及び事務費への政務調査費の充 結果として事務所費 (賃借料を除く。)及び事務費への充当割合が低く

から、収支報告書及びそれに添付された領収書だけでは充当の状況を把握する 記載し、按分に係る全ての領収書を添付する取扱いとはされていなかったこと ルは費目ごとの経費を按分して支出した場合は、収支報告書においてその旨を とができない。 、山口県議会事務局への監査において確認したところ、 このため関係人調査により充当分以外の費目ごとの領収書の 当時のマニュア

提出を求め、その充当状況を確認したところである

按分が行われた場合は収支報告書に添付する領収書に按分した旨を記載するよ し来めている 平成24年5月改定後の現在のマニュアルにおいては、政務調査 (活動)費の

#### 判断及び結論

Н

基が明確でないので充当割合を2分の1とすべきであると主張する 100%充当しているが、賃借料と同様に按分する必要があり適当でない。積算根 代並びに事務費として支出された電話料及び印刷機保守料に対し政務調査費を 請求人は、事務所費として支出された事務所管理費、水道料・ガス代及び電気

るとは認められないことから、 ら60%を充当しており、政務調査の活動実績を超えて政務調査費が充当されてい であることを根拠として、政務調査に使用した活動実績の範囲内でおよそ40%か 事務費への政務調査費の支出は、政務調査活動以外の活動実績の割合が10%未満 よって、請求人の主張には理由がないものと判断する、 確認された事実によれば、請求人が主張する事務所費(賃借料を除く。 その支出が違法又は不当とすることはできない。